

第 5 章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休(産前・産後休業)又は育休(育児休業)明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所や認定こども園を利用できるようにするため、産休・育休中の保護者に対する適切な情報提供や相談支援を行うとともに、教育・保育施設等の基盤整備を計画的に進めます。

また、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりすることがないように、育休満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
1	341-21	子ども家庭総合支援拠点運営事業 (こども家庭課・保育課)	子どもや子育てに関する 情報提供・相談件数	
		「子ども家庭支援員」や「虐待対応専門員」等の専門職員を 配置し、以下の業務を行います。 ・子ども家庭支援全般に係る業務 (実情の把握、情報の提供、相談等) ・要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦への支援 ・関係機関との連絡調整 (要保護児童対策地域協議会、児童相談所等)	5,017	4,500
2	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課・保育課)	利用者数	
		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を開 設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の 援助を行なう事業です。保護者の子育てに対する不安や 悩みの解消、地域における親・子の成長を支援すること を目的とします。	19,287	20,000

2 児童虐待の防止

(1) 関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関の連携と情報共有が不可欠です。本市は「飯塚市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を適宜開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童の支援に関わる関係機関の連携強化を図ります。

また、虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

相談体制については、家庭児童相談員が子育て中の保護者と適切な指導を含めた関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

さらに本市では、令和 4 年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、各種相談への対応や支援を行っていました。令和 6 年度からは、令和 4 年 6 月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、子育て世代包括支援センターと統合する形で、こども家庭センターとして位置づけられています。

(2) 虐待の発生予防と早期発見・対応

平成 30 年に制定した「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待がこどもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報・啓発活動を行うとともに、こどもの安全を確保するため、関係機関と連携しながら情報提供及び支援を行います。

健康診査受診者や未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため、講演会の開催や街頭啓発に取り組むとともに、病院、児童委員や NPO、ボランティア等の地域の関係団体が児童虐待を早期に発見し、こどもに対し必要な保護・支援、保護者に対して必要な指導・支援を行うことができるよう、研修等をとおして資質の向上を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする子どもについては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長できる環境を整えるため、学校や地域の関係機関、県等と密接に連携しながら、支援体制の強化に努めます。さらに母子生活支援施設についても、母子がともに生活しながら必要な支援を受けられるため、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進や支援機能の充実に努めます。

また、地域の子育て支援を強化するために、子育て短期支援事業(ショートステイ)を実施する児童養護施設など、社会的養護に関わる地域資源を積極的に活用し、これらの関連施設との連携強化を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
3	<p>要保護児童援護の実施(こども家庭課)</p> <p>被虐待児等の要保護児童等への援護対策として、家庭児童相談員による地域・関係機関への働きかけ、児童相談所への連絡、家庭訪問による助言等を行っており、実施にあたっては、母子・父子自立支援員と連携を図っています。今後も家庭児童相談室を中心に、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等に対応するとともに、困難事例等については、飯塚市要保護児童対策地域協議会で協議しながら対応に努めます。</p>
4	<p>児童虐待防止への広報啓発(こども家庭課)</p> <p>飯塚市のこどもをみんなで守る条例に基づき、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため、児童虐待防止のために必要な子育て家庭への情報提供や、児童虐待の通告義務等について広報啓発を行います。</p> <p>児童虐待防止推進月間においては、関係機関等と連携し、児童虐待防止についての関心と理解を深めるための街頭啓発及び講演会を行います。</p>
5	<p>関係機関等職員の資質向上(こども家庭課)</p> <p>関係機関等の職員に対し、児童虐待の早期発見及び防止等に寄与することができるよう、研修等への参加に必要な措置を講じます。</p>
6	<p>予防接種(健幸保健課)</p> <p>「予防接種法」に基づき予防接種【個別接種：小児肺炎球菌、ヒブ(インフルエンザ菌b型)、ロタウイルス、五種混合、四種混合、水痘、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、MR(麻しん風しん混合ワクチン)、BCG、B型肝炎、HPV】を実施しています。</p> <p>引き続き、接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。</p>
7	<p>電話健康相談(こども家庭課)</p> <p>こども家庭センター等で、子育てに関する相談や妊産婦の食事や授乳、離乳食・幼児食などの栄養に関する相談に随時対応し、助言・指導を行っています。引き続き=広報を行い、随時の電話相談に十分対応します。</p>
8	<p>健康育児の相談(こども家庭課)</p> <p>地域の会場等において、乳幼児の発育や発達に不安のある保護者を対象に、計測・発達チェック・個別の育児・栄養相談及び指導等を実施しています(月 2 回)。健診のフォロー体制の一環として内容の充実に努めます。</p>
9	<p>育児相談(こども家庭課)</p> <p>地域子育て支援センターにおいて、保健師等による身長・体重測定、育児相談等を行い、保護者の子育て不安の解消・支援に努めています。各地域子育て支援センターとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。</p>
10	<p>里親制度の普及・啓発(県事業) (こども家庭課)</p> <p>家庭環境に恵まれない児童を里親のもとで養育する制度です(県事業)。市報等を活用し、里親制度の普及・啓発に努めます。</p>

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
11	346-3	子育て短期支援事業(こども家庭課)	利用者数(延べ)	
	保護者の疾病、その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、委託先の実施施設において養育、保護を行います。		26	36
12	341-4	家庭児童相談事業(こども家庭課)	家庭児童相談の延件数	
	飯塚市の全世帯を対象に、身近な相談窓口として、家庭におけるこどもに関する相談やひとり親家庭等の相談を電話や窓口で受け付け、必要な調査・助言・支援・指導等を行います。また、必要に応じて児童相談所や警察などの関係機関と連携して、課題の解決を図っていきます。		5,017	4,500
			母子父子相談の延件数	
		758	700	
13	343-1	要保護児童対策地域協議会調整事務 (こども家庭課)	代表者会議での案件数	
	児童福祉法に規定する要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、飯塚市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行う場として、代表者会議、実務者会議を開催し、各関係機関が連携を取りながら要保護児童等に対する支援に努められるように、事務の調整をします。また、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であるため、市民等に対して児童虐待防止のポスター掲示、街頭啓発活動、講演会等で啓発し、児童虐待防止に関する深い関心と理解を得るため、取り組みを推進することにより、その充実と定着を図るものです。		2	7
			実務者会議での進行管理 案件数	
		836	800	
14	341-21	子ども家庭総合支援拠点運営事業 (こども家庭課)	子どもや子育てに関する 情報提供・相談件数	
	【再掲 第5章 1 No.1】		5,017	4,500
			要支援児童・要保護児童・特定妊婦への支援人数	
		362	300	

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
15	342-2	親子健康手帳交付(こども家庭課)	交付冊数	
	妊娠届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族に対して、親子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育や発達の記録を行うことによって、母子の健康管理に役立てるものです。		798	904
16	812-11	乳幼児保健事業(こども家庭課)	受診率	
	飯塚市・嘉麻市の受け入れ可能な約 10 医療機関において、4 か月児健診・8 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診の 4 健診を実施します。1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診は、個別健診と集団健診のいずれか選択のハイブリット健診を実施します。		97	99.1
17	342-9	乳児家庭全戸訪問事業(こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施率	
	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 このようにして、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。		94	95
18	342-1	母子保健訪問指導事業(こども家庭課)	新生児及び乳児訪問者達成率	
	妊娠期から安心して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうことや、児の健全な発育・発達の促進、加えて保護者の精神的不安の解消等を目的に家庭を訪問することで、各々の環境に合わせた支援を実施します。		100	100
19	342-16	マタニティ教室・両親学級事業 (こども家庭課)	参加者数(人/回)	
	妊婦や家族に対して、妊娠・出産・育児に関する一連の知識を提供することにより、出産のための心身の準備を整え、母親・父親としての自覚を高められるように支援します。		18	18

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
20	342-17	乳幼児保健事業(こども家庭課)	離乳食教室参加者数 (延べ)	
	具体的な離乳の進め方を指導することにより、保護者の不安を軽減し、こどもの発達にあった離乳食を進められるように促します。また、離乳完了後のフォローとして、幼児とその保護者に対して講話や調理実習を行い、生涯にわたって健全な食生活が実践されるよう支援します。		42	96
21	342-8	産前・産後生活支援事業(こども家庭課)	利用者数	
	妊産婦が産前、産後において体調不良等のため、家事又は育児の支援を必要とする家庭に対して支援員を派遣し、産前産後12回(産後12ヵ月まで)支援することで、妊産婦の心身負担の軽減と福祉の増進を図ります。		72	80
22	346-3	子育て短期支援事業(こども家庭課)	利用者数(延べ)	
	【再掲 第5章 2(3)No.11】		26	36
23	342-9	乳児家庭全戸訪問事業(こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施率	
	【再掲 第5章 2(3)No.17】		94	95
24	342-1	母子保健訪問指導事業(こども家庭課)	新生児及び乳児訪問者達成率	
	【再掲 第5章 2(3)No.18】		100	100
25	342-13	産婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数	
	産婦の自殺予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するものです。		1,421	1,500

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
26	342-11	産後ケア事業(こども家庭課)	産後ケア利用後の満足度	
	産後の心身の回復や育児に不安があり、育児支援を必要とする母子を対象として、専門職によるケアを行い、身体的回復と心理的な安定を促進します。また、母親自身がセルフケア能力を育みながら母子の愛着形成を促し、健やかな育児ができるように支援するものです。		90.8	100

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事(ショートステイ)等の地域子ども・子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、自立支援プログラム等による就業支援や子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
27	市営住宅への優先入居(住宅課)
	年4回(5月・8月・11月・2月)一般公募を実施していますが、ひとり親家庭の場合は、ひとり親向け住宅と一般住宅の両方に申込ができるよう配慮しています。
28	母子寡婦福祉会の育成(こども家庭課)
	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯が相互に協力しあい、行事や研修等を通して親睦と生活の向上を図っています。母子寡婦福祉会からの相談対応や活動の活性化を図るための支援を行っていきます。
29	児童扶養手当(こども家庭課)
	ひとり親家庭等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています。また、受給から5年を経過した人等は、支給額の2分の1が支給停止となる場合があるため、適用除外(就業、求職活動をしている等)の届出書提出の勧奨に努めます。
30	母子・父子、寡婦福祉資金の活用(県事業)(こども家庭課)
	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に対して、修学、修業及び就職等にかかる資金を貸付るものです(県事業)。今後も県との連携を図りながら、資金貸付等に関する相談に対応し、母子・父子世帯及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長に努めます。
31	児童クラブの利用料の減免(学校教育課)
	母子・父子世帯等の児童クラブ利用料の減免を行っています。保護者が働きながら子育てしやすい環境づくりが必要であることから、利用者世帯の経済状況に応じた減免施策を検討しながら、継続して実施するとともに制度の周知活動の強化を図ります。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
32	344-4	母子生活支援施設措置事務事業 (こども家庭課)	母子生活支援施設に措置した世帯	
		満 20 歳未満の児童を監護する配偶者がいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、母子が自立して安全に生活できるようにします。	2	2
33	344-3	母子家庭等自立支援給付等事業 (こども家庭課)	新規給付金支給件数 (自立支援+高等職業)	
		市内居住の母子家庭の母及び父子家庭の父(児童扶養手当受給水準の母子世帯等)を対象に、職業能力開発のための講座を受講したときや就業に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関の受講期間中に給付金を支給します。また、家庭児童相談室の母子自立支援員とハローワークのナビゲーターが連携して就労を支援していきます。よりよい条件の就業に結びつくことにより、母子家庭や父子家庭の生活を安定させ自立を促進していく事業です。	8	14
			養成修了者数	
			15	9
34	344-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (こども家庭課)	利用者数	
		母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は日常生活を営むに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。	8	10
35	344-1	ひとり親家庭等医療費助成事業 (医療保険課)	ひとり親家庭等医療対象者一人当たりの医療費支給金額(円)	
		ひとり親家庭等医療費支給対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、本人の自己負担分相当額(一部自己負担額を除く)を支給します。	34,446	40,158

4 障がい児などの支援

障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「第 4 期飯塚市障がい者計画」(計画期間:令和 6～令和 11 年度)に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するため、施設のバリアフリー化や職員体制の充実・資質向上や乳幼児育成指導事業による、受け入れ後のフォロー体制の充実などに取り組みます。あわせて、放課後児童健全育成事業についても障がい児の受け入れや配慮に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
36	要観察幼児への対応(保育課)
	幼稚園・保育所・認定こども園では障がいのある幼児等、要観察児の日常の様子を保護者へ連絡し、子育ての支援を行っています。今後も関係機関と連携して、幼稚園・保育所・認定こども園での障がい児の受け入れ及び適切な指導・支援を図るとともに、発達障がいのある幼児の早期発見・早期支援等の推進に努めます。
37	訪問指導(こども家庭課)
	保健師、管理栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。
38	児童発達支援センター等との連携(こども家庭課)
	幼稚園・保育所・認定こども園の育成指導事業(巡回相談)などにおいて、療育の必要な乳幼児や保護者を早期発見し、児童発達支援センター等の療育につなげるため、社会・障がい者福祉課と情報の共有を行い、その乳幼児やその保護者の支援の充実に努めます。また、就学に向けての支援のため、適宜児童発達支援センター等の施設やその他関係機関と児の情報共有や支援の連携を行います。
39	障がい児保育事業(保育課)
	保護者の就労等により家庭で保育できない障がい児であって、集団保育が可能な児童を受け入れ、保育を実施しています。今後もすべての保育所・認定こども園で受け入れを行います。また、関係各課が連携し、発達が気になる子ども等に対して専門家から指導・助言を踏まえた支援を行うなど、サービスの充実に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
40	障がい児通所支援事業(社会・障がい者福祉課)
	障がい児に対して、通所による日常生活動作及び運動機能等に関する訓練や、幼稚園・保育所・認定こども園への訪問による、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
41	特別支援学級の設置(学校教育課)
	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に対し、個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。
42	特別支援教育サポート事業(学校教育課)
	小・中学校の通常の学級に在籍し、発達障がい等により特別な教育的支援を要する児童生徒の支援のため、特別支援教育支援員の配置を行っています。
43	各種教育相談(学校教育課)
	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。
44	児童クラブへの障がい児の受け入れ(教育総務課・学校教育課)
	児童クラブに入所を希望する障がい児の受け入れを行うとともに、障がい児の利用に配慮したトイレ等の改修を進めています。児童クラブへの障がい児の受け入れについては、指導員の加配を行い、継続して実施します。
45	特別児童扶養手当(県事業)(こども家庭課)
	心身に障がいを持つ 20 歳未満の児童の養育者に対して特別児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています(県事業)。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。
46	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	20 歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童に対し、障がい児福祉手当を支給しています(法定給付のため、国基準に基づき支給)。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。
47	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供(社会・障がい者福祉課)
	障がい者ガイドブックや障がい児のためのスペシャルサポートガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。また、制度改革等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していきます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
48	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(社会・障がい者福祉課)
	平成 29 年度から自立支援ネットワークによる医療的ケア(家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為)を必要とするこどもの地域支援に関する意見交換会を実施しており、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しています。関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。
49	居宅介護(ホームヘルプ)(社会・障がい者福祉課)
	在宅の障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等の必要な便宜を提供するサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
50	短期入所(ショートステイ)(社会・障がい者福祉課)
	介護者の疾病等により、障がい児が一時的に介護を受けることができない場合等に、障がい児を施設で一定期間預かるものです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
51	日中一時支援事業(社会・障がい者福祉課)
	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図るサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。
52	ふれあいサマースクーリング(社会・障がい者福祉課)
	夏休み期間中に小学生から高校生までの障がい児を対象として、スポーツやレクリエーション活動を実施しています。スクーリングを通じて障がい児の社会参加を促進するとともに、学生ボランティアの人材育成を図ります。
53	あすなろキャンプ(社会・障がい者福祉課)
	障がい児・者とその家族及びボランティア等の参加による宿泊旅行を実施しています。障がい児・者が集団生活の中でさまざまなことを体験する場として、また、同じような悩みを抱える保護者間の交流の場として、内容の充実に努めます。
54	さわやかスポーツ大会(社会・障がい者福祉課)
	サン・アビリティーズいいづかにおいて、障がい者・障がい児及びボランティアの参加によるスポーツ大会を実施しています。障がいのある人のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。
55	サン・アビリティーズいいづかの屋内プールの活用(社会・障がい者福祉課)
	夏休み期間中に屋内プールを開放しており、水曜日と金曜日は障がい者専用利用日としています。障がい児のプール利用を促進するとともに、障がいのある人とない人との交流の場としての活用を図ります。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
56	<p>障がい者週間を活用した啓発事業(社会・障がい者福祉課)</p> <p>障害者基本法に定める「障がい者週間」(12月3日から12月9日)において、市民の障がい者福祉に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加意欲を高める事を目的として、市報への特集記事掲載や市庁舎における懸垂幕設置等の取り組みを行っています。市民がさまざまな視点から障がい者への理解を深められるよう、各種障がい特性に関する知識の普及など明確なテーマを設定した啓発に努めます。また、サン・アビリティーズ いいづか等において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。</p>

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
57	342-5	妊婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数	
	安全な分娩と健康な児の出生を図るためには、妊娠中の定期的な健康診査が重要となります。このため、医療機関や助産所に委託し、妊婦に対する健康診査を実施します。また、妊婦1人に14回分の受診券を親子健康手帳交付時に発行します。		1,244	1,300
58	812-11	乳幼児保健事業(こども家庭課)	受診率	
	【再掲 第5章 2(3)No.16】		97	99.1
59	342-16	マタニティ教室・両親学級事業 (こども家庭課)	参加者数(人/回)	
	【再掲 第5章 2(3)No.19】		18	18
60	342-4	乳幼児育成指導事業(こども家庭課)	個別相談の実施延べ件数	
	就学前の児に対して、乳幼児健診(対象年齢:4か月/8か月/1.6歳/3歳)や市内保育所等での巡回相談(対象年齢:0歳~5歳)などの母子保健活動を通じて、発達面に支援の必要な児を把握します。その把握した児の保護者や保育者に対し、児の発達の促し方を支援していきます。		536	520
			巡回相談延べ実施回数	
			81	83
61	341-4	家庭児童相談事業(こども家庭課)	家庭児童相談の延件数	
			5,017	4,500
	【再掲 第5章 2(3) No.12】		母子父子相談の延件数	
		758	450	

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
62	342-9	乳児家庭全戸訪問事業(こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施	
	【再掲 第5章 2(3)No.17】		94	95
63	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 1 No.2】		19,287	20,000
64	345-2	地域子育てひろば事業(こども家庭課)	利用者数	
	子育て支援活動の実績のある団体や市民との協働により、乳幼児親子が身近な地域でいつでも利用でき、親子の交流や相談などができる場所を提供し、子育て不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指して、市内4箇所の子育て支援センターを民間の団体に委託して実施します。		17,469	20,000
65	524-3	就学指導関連事務(学校教育課)	就学指導委員会の答申結果と保護者の就学先の選択結果の一致率	
	児童生徒及びその保護者を対象に、特別支援教育に関する就学相談を実施し、必要に応じて有識者で構成される飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会に諮り、適切な就学指導を行います。		99.3	90
66	524-4	小中学校特別支援学級関連事務 (教育総務課)	補助実施率	
	特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に必要な経費を負担することにより、その充実を図ることを目的としています。		100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
67	524-7	児童の発達に関する巡回相談・支援事業 (学校教育課)	指導・支援の実施率	
	本事業は、発達障がい等の可能性など、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、保護者及び教職員を対象にした相談・支援体制を構築するためのものです。不安や悩みなど困り感を抱える保護者や学校に対して、臨床心理士やビジョントレーナー等による専門的な指導や必要な支援を行い、児童の発達に関する支援体制を整備することを目的とします。		100	100
68	363-1	重度障がい者医療費助成事業 (医療保険課)	重度障がい者一人当たりの医療費支給金額	
	重度障がい者のうち小学校就学後の対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、本人の自己負担分相当額を支給します。		129,185	136,846
69	363-14	障がい者相談支援等事業 (社会・障がい者福祉課)	療育講座出席者数	
	障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい当事者による相談員の活動を通して、身近な場所で悩みなどの相談を受け付ける体制を整備します。		21	36
70	363-25	障がい者基幹相談支援センター運営事業 (社会・障がい者福祉課)	相談者数	
	障がい者基幹相談支援センター(穂波庁舎4階に設置)において、障がい者・障がい児の家族等からの相談を受け付け福祉サービスの利用援助、各種情報提供、専門機関の紹介などの支援を行います。虐待事案及び多問題事例などの専門的な支援を要する困難ケースに対応します。相談支援事業所に対する助言や関係機関とのネットワーク体制の構築を行い、相談支援体制を強化することで圏域の課題解決を行います。		948	1,064
			支援件数	
		16,805	17,855	

5 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労働者や雇用主をはじめ国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本市では、「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」(計画期間:令和4～令和8年度)等に基づき、男女が共に仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりとして、安心して子どもを産み育て、家庭としての責任を分かち合うことや男性の家庭や地域への参画、長時間労働の是正等の働き方の見直し、そして男女が共に育児休業等を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進いたします。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育所や認定こども園での保育や放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など各種子育て支援の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
71	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 (男女共同参画推進課・商工観光課)
	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。また、事業主等に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。さらに、事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得などワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図るとともに、先進的な取組事例等について、その内容と効果等について紹介などの広報に努めます。
72	職業相談の活用促進(商工観光課)
	女性の就業機会の確保を図るため、ハローワーク等と連携して職業相談についての啓発に努めています。ハローワークや労働者支援事務所等の県の関連機関等と連携して推進に努めます。
73	育児休業制度などの普及・促進(商工観光課)
	事業主等に対して、育児休業等の両立支援制度の普及啓発を行い、制度の活用促進を図っています。国・県等と連携して推進に努めます。
74	労働時間短縮の促進(商工観光課)
	労働時間の短縮を促進するため、市報等での広報やリーフレット配布等での普及啓発に努めています(完全週休2日制や年次有給休暇完全取得の促進、連続休暇取得の定着、所定外労働時間の削減等)。国・県等と連携して推進に努めます。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
75	多様な勤務形態の導入(商工観光課)
	企業等での変形労働時間制や在宅勤務制等の導入を促進するため、リーフレットの配布等を通じて、普及啓発に努めています。国・県等と連携して推進に努めます。
76	男女共同参画社会の実現に向けての講座等の開催(男女共同参画推進課)
	男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発を図るため、講座等の開催及び情報提供等を行います。
77	一般事業主行動計画に関する情報提供(商工観光課)
	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が策定する「一般事業主行動計画」に関する情報提供等を行うものです。平成 23 年度より従業員 101 人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられることとなったため、企業等に対する情報提供と策定支援に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
78	346-1	病児・病後児保育事業(保育課)	利用者数	
		病気回復期で入院の必要はないが、安静加療が必要である児童を保護者の都合により家庭で保育ができない場合に、専門の施設で一時的に預かる事業です。	111	200

6 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育に関する経済的負担を軽減するため、国や県の制度に基づく児童手当の支給等だけでなく、市独自の施策として第2子以降保育料の無償化事業などを実施します。経済的理由で教育機会が制限されない環境を整え、保護者の負担軽減とこどもの健全な成長を支援します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
79	児童扶養手当(こども家庭課)
	【再掲 第5章 3 No.29】
80	特別児童扶養手当(県事業)(こども家庭課)
	【再掲 第5章 4 No.45】
81	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.46】
82	児童手当(こども家庭課)
	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、日本国内に住所のある高校生年代までの児童を養育している人に対して、児童手当の支給を行っています。国の法令等に則して手当を支給するとともに、制度の周知を図ります。
83	就学援助(教育総務課)
	経済的な理由でこどもの義務教育費の負担が困難な保護者に対し、給食費の全額及び学用品費などの一部について、学校を通じて援助を行っています。児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を目的としており、今後も学校等と連携し周知を図ります。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
84	344-1	ひとり親家庭等医療費助成事業 (医療保険課)	ひとり親家庭等医療対象者一人当たりの医療費支給金額(円)	
	【再掲 第5章 3 No.35】		34,446	40,158
85	524-4	小中学校特別支援学級関連事務 (教育総務課)	補助実施率	
	【再掲 第5章 4 No.66】		100	100
86	341-2	子ども医療助成事業(医療保険課)	子ども一人当たりの医療費支給金額	
	こどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、本人の自己負担分相当額(小学校就学後から18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるこどもにあっては一部自己負担金を除く)を支給します。		24,528	26,997
87	341-23	未来の地域人財応援事業 (こども家庭課)	支給割合	
	すべての子育て世帯に対し、「小学校入学時」、「中学校入学時」にそれぞれの応援金を交付し、本市の未来を担う人財であるこどもたちを養育している世帯の経済的負担の軽減し、支援を行うことで定住化促進を図るものです。		99	99
88	311-21	出産育児一時金(医療保険課)	請求件数	
	国民健康保険の被保険者が出産したとき、48万8千円または50万円(出産した医療機関が産科医療補償制度に加入している場合)が世帯主に支給されます。社会保険などの被保険者(本人)で1年以上加入期間がある方は、社会保険などを喪失してから6ヶ月以内の出産については、社会保険などからの支給となります。		70	80

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
89	-	第2子以降保育料の無償化事業 (保育課)	補助実施率	
	令和6年4月1日より、保護者の所得や、保育施設等の同時利用、きょうだいの年齢にかかわらず、生計を同一にしているこどものうち最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料を無償とします。		- (令和6年度開始の為)	100
90	342-12	出産・子育て応援金(保育課)	アンケート実施率	
	妊娠・出産・子育て期まで時期に応じた面談による相談を実施し、必要な支援(産後ケアや一時預かり・家事支援など)が確実に妊婦・子育て家庭に届くことを目的とした経済的支援を一体的に実施します。		100	100

7 地域での子育てや家庭教育の支援

子育て講座や子育てガイドブックを通じて、保護者が必要な情報を手軽に入手できるようにサポートしています。さらに、家庭教育パンフレットや保護者懇談会を通じた家庭教育の啓発も実施し、子育てに対する意識の向上を目指しています。地域全体で子育て家庭や家庭教育を支援することで、地域ぐるみでこどもの健全な成長を共に支える環境づくりを進めています。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
91	地域における子育て支援事業(子育て講座)(生涯学習課)
	家庭教育に関して、子育て中の保護者が学びたい要求課題や社会生活で必要とする課題をテーマとした学習機会の提供を行っています。集団での学習形態をとることで、人と人との関わりの中から参加者間での相対等による学習効果を生み出すこともねらいとしています。受講生が集団でコミュニケーションをとりながら学習することで、学習効果を高めつつ仲間づくりや交流が進み、互いに教え合い、学び合う、交流のあるコミュニティの形成を図るとともに、自主的・継続的な学習グループに進展することを期待します。
92	公立保育所・認定こども園における園庭開放(保育課)
	公立の保育所・認定こども園において、入園希望者や未就学児及びその保護者の訪問を要望に応じて受け入れるとともに、毎月2回園庭開放日を設定し、在園児との交流や保護者に対する情報提供等を行うものです。入園希望者や未就学児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。
93	子育て支援サービス等に関する情報提供等(こども家庭課他)
	各種相談窓口や市報、子育て情報紙、市のホームページ等により、各種子育て支援サービスの情報提供や子育て支援団体の活動等を紹介しています。市ホームページ上には子育て支援専用部門を開設しています。市ホームページ上の子育て支援専用部門では行政サービスだけでなく、市内の子育て支援団体の活動等も紹介しており、情報提供の充実に努めています。また、ホームページというメリットを活かし、適宜、情報更新を行いながら常に最新の情報が提供できるよう努めます。
94	子育てガイドブック作成事業(こども家庭課)
	子育てに関する情報や各種子育て支援サービスをまとめた「子育てガイドブック」を作成し、子育て家庭等に配付するものです。利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、子育て支援サービスや子育て支援関連施設等の情報はもとより、医療機関や公共施設等のこどもや子育てに関するさまざまな情報を一冊にまとめ、子育て中の保護者等への周知を図ります。 利用者にとって真に使いやすいものとなるよう、行政情報の内容を年度で更新し、子育て中の保護者や子育てボランティア等の意見を取り入れながら作成します。

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
95	<p>家庭教育パンフレット等による啓発(生涯学習課)</p> <p>家庭教育支援に関する資料を配布します。また、福岡県PTA連合会や飯塚市小中学校PTA連合会との関連を図る「新」家庭教育宣言への参加啓発を実施します。</p>
96	<p>保護者懇談会(家庭教育の啓発)(学校教育課)</p> <p>小・中学校において、保護者懇談会や資料配布等により、家庭教育の啓発を行っています。生活実態調査の結果を活用し、小・中学校での家庭教育の啓発に努めます。</p>
97	<p>子育てに関する意識啓発(こども家庭課他)</p> <p>子育てに対する市民の理解を促進するため、市報や市ホームページ等を活用した啓発を行っています。</p> <p>また、中学生・高校生・大学生等に対して、子育てやこどもの育成にかかわるボランティア活動への参加を促進し、若い世代に対する意識啓発を図っています。若い世代の子育て関連活動等への参加を促進するため、市ホームページで市内の各子育て支援団体の活動を紹介するなど、情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、大学等の地域の関係機関とも連携しながら、子育て支援意識啓発や支援ボランティア育成のための講座開催等に努めます。</p>
98	<p>いっづか生涯学習ボランティアネットワーク事業(生涯学習課)</p> <p>学校や幼稚園・保育所・認定こども園、交流センター等が必要とする学習活動を行うために、要請に応じて指導者(ボランティア登録者)を派遣しています。</p> <p>市民ボランティアの積極的な地域貢献を促し、児童生徒等が必要とする学習活動や体験活動に対して、地域の人材を活かした効果的な学習展開を図るとともに、生涯学習のまちづくりが推進され、また、学習活動等で培った知識や技能を発揮することのできる人材確保や養成を図り、まちづくりへ市民参加の機会(ステージ)を設けることで、市民の学習活動を活性化します。</p>

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
99	342-10	こども家庭センター (こども家庭課)	特定妊婦等支援状況率	
	<p>母子保健法の改正により平成 29 年 4 月から「子育て世代包括支援センター」の設置について市町村に努力義務が課せられ、本市では平成 30 年 4 月 1 日より設置しました。その後、児童福祉法および母子保健法の改正により、「こども家庭センター」の設置について努力義務が示され、本市では令和 6 年 4 月より設置しました。</p> <p>すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子の意見・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことが目的です。</p>		100	100

8 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度開始後、わが国では教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ることが求められていますが、教育・保育施設等に対して、教育内容・指導方法等に関する助言等を行う体制は必ずしも十分でない現状があります。また、保育者の資質の維持・向上は、教育・保育施設等においても重要と認識されていますが、園外や遠方での研修への参加に当たり、必要経費の確保や代替職員の確保などの課題を抱えています。

このため、福岡県が施設の要請に応じて幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する者(幼児教育アドバイザー)を派遣する事業を活用し、幼児教育・保育に関する課題を解決するとともに幼児教育の質の更なる向上を図る体制を構築することを目指します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
100	福岡県幼児教育アドバイザー派遣事業の活用(保育課)
	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の派遣事業の有効な活用方法を検討します。

9 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
101	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等(こども家庭課・保育課)
	外国につながる子育て世帯が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各種子育て支援情報に関するホームページや情報紙の多言語化を推進します。
102	外国につながる子育て世帯の受け入れに向けた支援 (こども家庭課・保育課・国際政策課)
	教育・保育施設において、外国につながる幼児の受け入れ準備や体制整備の必要性に応じ、外国語対応支援、文化・集団・指導上の配慮等に関する支援を適宜実施します。

10 その他の関連施策

第4章および第5章1～9 に示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として記載が必要な施策以外に、「飯塚市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」(計画期間:平成 22～26 年度)から継承する施策やその他関連施策について、本計画の基本的視点に準拠しつつ、以下の3分野ごとに整理し、推進していきます。

その他の関連施策

(1)こどもの人権尊重と「最善の利益」の実現

- ① 人権教育等
- ② 食育
- ③ 思春期保健・青少年健全育成対策
- ④ いじめ・不登校・非行等対策
- ⑤ 有害環境や犯罪から子どもを守る取組

(2)すべての子ども・子育て家庭の支援

- ① 就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等
- ② こどもの居場所や体験活動の場づくり
- ③ 教育環境の整備
- ④ その他の支援

(3)質の高い教育・保育や子育て支援の提供

- ① 就学前の教育・保育の内容充実
- ② 学校教育の内容充実
- ③ 子育てにやさしい生活環境づくり

(1) こどもの人権尊重と「最善の利益」の実現

① 人権教育等

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
103	<p>庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業(生涯学習課)</p> <p>合宿事業を通じて、「自然の大切さ」「自然と人とのつながり」「人間関係の大切さ」「命の大切さ」等、こどもたちの「自立」と「自律」を育みます。</p> <p>通学合宿:庄内小学校の児童を対象に通学しながら集団生活体験(6泊7日)を行います。自炊、掃除、風呂沸かし、動物の世話(ヤギ・ウサギ)、農耕作業(野菜作り・収穫・堆肥作り)等を体験します。</p> <p>生活体験合宿:市内の小学生を対象に行います。1泊2日の集団生活を通して基本的な生活習慣を体得するきっかけ作りとします。</p> <p>施設管理者と協議しながら、庄内生活体験学校の目的であるこどもの「自立」と「自律」のため、事業の充実を図るとともに、保護者の参画やボランティア・指導者の養成や拡大に努め、様々な生活体験ができるよう体験活動プログラムを企画・実践します。</p>
104	<p>情報モラル向上のための保護者への啓発推進(こども家庭課)</p> <p>乳幼児期からのメディア接触は、こどもの発達への影響が大きいことから、保護者に対し、メディアの利用方法について、幼稚園・保育所・認定こども園の園だよりや乳幼児健康診査などを通じて、情報モラルの向上が図れるよう周知、啓発に努めます。</p>

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
105	351-8	家庭支援推進保育事業(保育課)	人権保育実施回数	
	特別な配慮が必要な児童や家庭に対して、保育士が深くかかわりを持ち支援をするために、担当保育士を配置します。		19	15
106	511-4	学校人権教育推進事業(学校教育課)	参加した教員の学校の割合	
	人権教育に係る共通課題解決のための諸活動及び研修を行うとともに、人権や人権問題に関する研修へ教職員等を派遣することで学校教育における人権教育の推進・充実を図ることを目的とします。		98	95
107	521-11	小中学校 ICT 教育推進事業 (学校教育課)	教員の ICT 活用がレベル 2 以上の学校数	
	ICT 研究指導員 7 名の配置を民間委託し「①教育研究所との協働による調査研究や教材開発の支援、研修の企画立案」「②学校での教員への個別指導、及び授業支援・校務支援」「③ICT 活用のノウハウや相談・トラブル対応事例などの情報共有」を行います。 ＜目的＞教育の情報化を推進し、教員間の情報提供や、教師の指導力の向上を図ることを目的とします。		29	29

② 食育

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
108	<p>食育事業(健幸保健課)</p> <p>若い世代へ早期からの健全な食習慣を定着させ、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための食育支援事業です。市内幼稚園、公私立保育所、認定こども園、子育て支援センター、学校 PTA などへの出前講座や食生活改善推進会と共同で親子、学童、若年層への料理教室を実施しています。</p>
109	<p>幼稚園・保育所・認定こども園での食育の推進(保育課)</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園において、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を図るため、野菜の栽培などの活動を通して食育の推進を図っています。今後も取組を推進するとともに、保護者に対する食育の啓発にも努めます。</p>
110	<p>学校給食(学校給食課)</p> <p>児童生徒に栄養バランスのとれた完全給食を安定的に提供することにより、健康増進や体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の定着を図るため、学校教育の一貫として実施しています(飯塚市立小・中学校全校)。</p> <p>食材には地場産農産物を積極的に使用し、食に関する指導の教材として活用しています。今後も児童生徒への食に関する指導について学校と連携して取り組み、学校給食を通じた食育の積極的な推進に努めます。また、食育や地産地消の観点から、地場産農産物の積極的な活用に努めます。</p>

③ 思春期保健・青少年健全育成対策

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
111	薬物乱用防止の啓発(こども家庭課・学校教育課)
	覚せい剤・危険ドラッグ等の薬物乱用防止のため、小・中学校において薬物乱用防止教育を計画的に実施しているほか、少年相談センター広報車や市報等による啓発を行っています。警察、薬剤師会等の関係機関と連携して、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止学習における外部講師の確保に努めます。 また、少年相談センター広報車での広報活動の一層の充実に努めます。
112	ニス・シンナー等取扱店の管理協力要請(こども家庭課)
	覚せい剤・シンナー等乱用防止月間(10・11月)にあわせて、取扱店や関係機関等に販売・保管について、協力を依頼しています。工事現場等でシンナー等を使用し、かつ、組合に加入していない業者等に対しても、盗難にあわないよう徹底した管理保管を依頼していきます。
113	ふくおか体力アップ推進事業(県事業)(学校教育課)
	小学生が学級単位で各種目に取り組み、インターネット上で記録に挑戦させることで、参加児童の仲間意識を高めたり、運動する楽しさや達成感を味わわせたりするとともに、継続的な運動・スポーツの実施を促進し、体力の向上を図ります。
114	青少年健全育成(こども家庭課)
	NPO 法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会主催の「少年の主張大会」「小学生の主張大会」等の活動を支援します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
115	372-12	学習支援事業(子どもの健全育成支援事業)(生活支援課)	延参加人数	
		生活習慣や学習環境に課題を抱えた被生活保護世帯を含む生活困窮者世帯のこどもに居場所を提供し、生活指導ならびに学習支援を実施するとともに、日常生活や進路等についての相談や助言・指導を行い、こどもの成長過程における人格形成等をサポートすることで「次世代への貧困の連鎖を防止すること」を目指すものです(開催会場:市内2箇所)。	491	1,600

④ いじめ・不登校・非行等対策

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
116	514-13	学校相談等対応専門職員配置事業 (学校教育課)	相談に対する対応率	
	学校相談等対応専門職員として会計年任用職員2名を配置し、保護者や児童・生徒、学校からの電話相談・訪問対応を行います。相談・対応にあたっては、教育委員会指導主事と常に情報交換を行い、対応策等を検討し、問題案件に対する調査及び学校へ通告、関係機関等と連携により、学校・保護者・児童生徒の問題解決に向けた支援を行います。		100	100
117	524-6	スクールカウンセラー等配置事業 (学校教育課)	カウンセラー等の相談件数	
	児童生徒が抱える悩み、不安等をカウンセリングにより和らげるとともに、教師・保護者への指導・助言を行うことにより、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図ることを目的としています。【スクールカウンセラー(臨床心理士)5名】児童生徒及び就学指導対象者へのカウンセリング、情報提供等。【スクールソーシャルワーカー(社会福祉士)5名】児童生徒及び家庭等への働きかけ、学校内におけるチーム体制構築、支援及び保護者、教師に対する支援、相談、関係機関とのネットワーク構築、連絡・調整。		2,402	3,000
118	514-3	適応指導教室事務(学校教育課)	不登校児童生徒の学校への復帰率	
	適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒を受け入れ、学習指導や運動、農業体験、調理実習などの体験活動を通して、友だちとのかかわりを学び、自尊感情を高めることにより学校復帰、社会復帰に向けた支援を行います。		36	50
119	531-4	少年相談センター事業(こども家庭課)	巡回補導回数	
	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行います。		610	540
120	531-2	地域補導事業(こども家庭課)	巡回補導延べ月数	
	少年非行を未然に防止し健全育成を図るため、飯塚警察署から委嘱をうけた少年補導員に対し謝礼金を支払います。		654	700

⑤ 有害環境や犯罪から子どもを守る取組

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
121	白ポストの設置による有害図書回収(こども家庭課)
	青少年に有害な雑誌・ビデオ等を青少年の目に触れることなく処分できるよう、白ポスト(有害図書回収ポスト)を設置しています。白ポストの認知度が低いことから、白ポスト及び設置場所の周知を図ります。
122	有害図書等の調査(こども家庭課)
	青少年に悪影響を及ぼす可能性がある有害図書・情報等から青少年を守るため、書店やビデオ店等に対して、毎年7月に集中的に立入調査を実施しています。立入調査後に指導を行っていますが改善されていない店舗等については、県や警察と連携して指導の徹底に努めます。
123	「こども110番の家」設置(教育総務課)
	PTAを中心に、「こども110番の家」の設置の協力依頼及び更新を行い、地域で子どもの安全を守る活動を促進しています。今後も、地域で子どもの安全を守る重要な活動として、PTA等と連携しながら設置・更新の促進に努めます。 「こども110番の家」新規設置に当たっては、通常日中在宅家庭等の条件と実情を考慮しながら対応します。 また、地域住民や通行人から見える場所に「こども110番」のステッカーを配置することで犯罪を未然に防止するため、協力者の増加に向けた取組やステッカーの更新作業を継続して実施します。
124	こどもへの暴力防止等のプログラムの活用(学校教育課)
	子どもへの暴力防止等の学習プログラムに関する情報を各学校に提供しています。児童生徒が暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身に付けることができるよう、こどもへの暴力防止等の学習プログラムを活用した学習の充実に努めます。

(2)すべてのこども・子育て家庭の支援

①就学前の教育・保育、地域こども・子育て支援事業等

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
125	休日保育事業(保育課)
	保護者の就労形態の多様化に対応し、日曜・祝日に保育を実施するものです。私立保育所での実施を推進します。
126	幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携(学校教育課・保育課)
	就学前児童に関する情報を幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校へ、また、小学校入学時からの学校の様子について小学校から幼稚園・保育所・認定こども園等へ、相互の情報交換・意見交換を行うための会議を定期的で開催しています。就学前・後を通じてこどもの育ちを継続的に支援していくため、今後とも連絡会議を継続して開催します。また、こどもの育ちを支える資料として、幼稚園・保育所・認定こども園等から園児が入学する小学校へ「園児指導要録・保育要録」を送付するなど、さらなる情報交換・連携の推進に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
127	346-5	公立保育所延長保育事業(保育課)	利用希望者に対する受入率	
		飯塚市立保育所(3園)・認定こども園(2園)において、18時から19時までの延長保育を実施し、市民の方がより利用しやすい保育施設とします。	100	100
128	353-8	児童クラブ運営事業(学校教育課)	入所割合	
		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から小学6年生の児童を預かり、放課後等に健全な「遊び」及び「生活」の場を提供して、児童の健全な育成に資するため放課後児童クラブを運営します。(小学校区内で19児童クラブを運営)	82.9	100
129	346-3	子育て短期支援事業(こども家庭課)	利用者数(延べ)	
		【再掲 第5章 2(3)No.11】	26	36

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
130	351-15	私立幼稚園一時預かり補助事業 (保育課)	①一時預かり事業(幼稚園児在園児における、一時預かり希望者に対して、利用できた割合	
	平成 27 年 4 月より開始された「子ども・子育て支援法」の事業計画の実施にあたり、一時預かり(幼稚園型)を開始し、児童を一時的に預けることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とします。また、保護者の負担軽減及び保育の質の向上を図ります。		100	100
131	346-1	病児・病後児保育事業(保育課)	利用者数	
	【再掲 第 5 章 5 No.78】		111	200
132	341-6	ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課)	会員登録者数	
	ファミリー・サポート・センターにおいて、こどもの送迎・預かり等子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と、援助を行いたい人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、子育て支援に結び付けることで地域での子育て支援を充実させます。		392	350
			支援の実施数	
			352	300
133	342-5	妊婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数	
	【再掲 第 5 章 4 No.57】		1,244	1,300
134	351-2	市外私立保育所施設型給付費交付事業 (保育課)	保育実施児童数	
	保育を必要とする児童の保育実施にあたり、他市町村の私立保育所に保育の実施を委託し、運営に要する費用を支払い、入所児童の保育を保障します。 地域、定員、年齢等国が定めた区分による公定価格に基づき入所者数に応じて算出した費用を支弁します。		1,572	1,383
135	351-3	市外公立保育所施設型給付費交付事業 (保育課)	保育実施児童数	
	保育を必要とする児童の保育実施にあたり、他市町村の公立保育所に保育の実施を委託し、運営に要する費用を概ね私立保育所と同基準で運営費として支払います。		108	95

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
136	342-13	産婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数	
	【再掲 第5章 2(3)No.25】		1,421	1,500
137	342-11	産後ケア事業(こども家庭課)	産後ケア利用後の満足度	
	【再掲 第5章 2(3)No.26】		90.8	100

②こどもの居場所や体験活動の場づくり

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
138	<p>ブックスタート事業(生涯学習課)</p> <p>乳幼児のいる家庭に、主に 4 か月健診会場等で絵本等を配付することにより、家庭での読み聞かせを通じた乳幼児の情緒発達の支援や、本にふれる喜び及び読書への関心の喚起を図っています。健診を長期間受診しない人には配付ができないため、乳幼児健診の受診促進や、図書館でのブックスタートでの対応等により、長期健診未受診者に対するブックスタートへの促進に努めます。</p> <p>また、ボランティアの増加や支援内容の充実が求められていることから、図書館の指定管理者等とも協議しながら、ボランティアの確保・育成に取り組み、ボランティア・利用者ともに、参加・利用しやすい環境づくりを図ります。</p>
139	<p>図書館の子育て支援事業(生涯学習課)</p> <p>図書館の子育て支援として、子育て実践講座・読み聞かせ講座等を実施しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの市民に参加してもらえよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。</p>
140	<p>図書館での各種講座やおはなし会等(生涯学習課)</p> <p>図書館の全館事業として、こども読書クイズ大会や一日図書館職員体験学習、布絵本・おもちゃ作成講座等を開催しているほか、各館事業として、お話し会や図書館まつり等を開催しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くのこどもや保護者に参加してもらえよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。</p>
141	<p>子どもの読書活動推進(生涯学習課)</p> <p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進します。関係各課が連携して、こどもの読書活動を推進し、子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、将来に向けて読書の習慣に定着できる環境づくりに努めます。</p>
142	<p>プレーパーク事業(生涯学習課)</p> <p>こどもたちが想像力で工夫して、遊びを作りだすことのできる遊び場です。こどもの安全の確保のためにプレーワーカーを配置しています。子どもたちが、安全に、しかし、予め設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイディアとスタイルで楽しみ、発見や創造する遊びを味わうことができます。今後も、放課後子ども教室推進事業の教室メニュー、交流センターの子育て講座メニューや子ども会等関係団体との共催事業等、様々な機会、事業を実施するとともに、プレーワーカーの確保や充実、事業提供の団体育成等を進めて、多数のこどもたちがいつでも、どこでもプレーパークを楽しめる環境づくりを図ります。</p>

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
143	自然体験活動(小・中学校)(学校教育課)
	児童生徒が、自然の中でのさまざまな体験を通じて「生きる力」を体得できるよう、「小・中学校の総合的な学習の時間」等で、市内の各施設を活用した自然体験活動を行っています。地域の関係機関等と連携し、自然体験活動が可能な公共施設・場所の積極的な活用を図ります。
144	文化振興事業(文化課)
	飯塚市文化会館やその他公共施設等において、子どもたちに文化活動に触れる機会や発表の場を提供するため、さまざまな事業を行っています。飯塚市小学校児童画展や文化芸術助成事業として文化団体による伝統文化親子教室事業等を開催することで、文化芸術活動を推進し、伝統文化の継承や豊かな人間性の育成を図っています。また、飯塚市文化会館の自主文化事業として鑑賞事業や参加育成事業など多くの事業を実施、支援しており、これらの多様な文化芸術活動をより多くの方に触れていただくため、広報等による周知に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
145	353-7	児童センター運営事業(学校教育課)	児童センター(館)で安全に過ごせた割合	
		児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設としての児童館の運営事業です。 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。	100	100
146	532-2	放課後子ども教室推進事業(生涯学習課)	放課後子ども教室延参加者数	
		学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室や交流センター等を活用し、各学校・地域との連携により、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもった子どもの育成を支援します。更に地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進します。	10,302	10,000

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
147	541-3	少年の船事業(生涯学習課)	参加満足度率	
	<p>本事業は、未来を担う少年・少女たちの健全育成の一環として、集団生活による仲間づくり、社会性の醸成及び地域で活躍するリーダー養成並びに、訪問地である沖縄での平和学習を主たる目的として実施しています。市は飯塚市少年の船運営委員会が企画・運営する「飯塚市少年の船事業」に事務局として参画し、会議等への参加、事業についての指導や助言、広報活動の支援を主に行い、参加者の増加及び少年・少女たちの健全な育成の促進を目標とします。</p>		96	100

③教育環境の整備

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
148	危機管理マニュアルの作成(学校教育課)
	全小・中学校から提出された「危機管理マニュアル」を点検し、その結果に基づき指導・助言を行っているほか、各校で危機管理に関する研修会を行うなど、学校の危機管理体制の充実に努めています。各校の状況に応じた適切な危機管理が行われるよう、危機管理マニュアルの修正や、全職員への周知徹底に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
149	514-4	学校評議員制度学校運営協議会等関連事務(学校教育課)	学校運営協議会年間実施回数	
		学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者および地域住民の学校運営への参画の促進、連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とします。	3	3
150	511-2	就学校指定事務(学校教育課)	年間処理割合	
		児童生徒が適切に就学の機会を得て、学校へ通学できるよう通学区域を弾力的に運用し、区域外通学の管理・運営をおこないます。	100	100

④その他の支援

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
151	<p>小児医療の充実(健幸保健課)</p> <p>小児に限らず医療機関の通常診療時間外の救急医療の需要に対し、嘉飯桂地区(2市1町)の広域連携事業で一次救急医療体制を確保するため「在宅当番医制」「飯塚急患センター」の各事業、また、さらに高次の救急医療が必要な患者に対応する二次救急医療体制として、「病院群輪番制」の事業を行っています。</p> <p>また、医師の働き方改革による診療体制の見直しを行い、令和6年4月1日から飯塚急患センターの小児科を休診とし、飯塚市立病院小児科休日・夜間診療事業を開始しています。</p>

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
152	346-3	子育て短期支援事業(こども家庭課)	利用者数(延べ)	
	【再掲 第5章 2(3)No.11】		26	36

(3) 質の高い教育・保育や子育て支援の提供

①就学前の教育・保育の内容充実

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
153	保育所体験事業(保育課)
	保育を必要としている親子等に保育所・認定こども園を開放し、在宅児と入所児との交流や保護者同士の交流の場を提供するとともに、保護者からの相談に対応することで、在宅での子育てを支援するものです。在宅児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。
154	公立認定こども園運営事業(保育課)
	幼児教育と保育を一体的に提供することができる認定こども園の運営を行います。園開放や保護者との面談を充実させ、就学前教育と家庭教育の連携を強化します。
155	民間保育サービスの活用(保育課)
	託児を主体とした民間保育施設(届出保育施設・事業所内保育施設)が実施されています。保護者の多様なニーズに対応するため、民間保育サービスの活用が円滑に図れるように努めます。
156	大学と連携したアクションプログラム促進事業(保育課)
	保育所アクションプログラム上の重要課題である公立の保育所・認定こども園の保育士の質の向上や人材確保等について大学との連携を図る事業であり、平成 22 年度から実施しています。地域の大学と保育士の質の向上や専門性の向上、人材の育成・確保に関わる協定を結び、大学と連携した保育士研修システムや保育実習システム、保育士登録制度等の、取組みを推進していきます。
157	幼児教育の研究(公立認定こども園)(保育課)
	幼児一人ひとりの育ちに応じた指導のあり方等、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。各園の教諭等が、共通認識を持って園児の育成に取り組むことができるよう、園内研修や公立認定こども園合同研修等の充実に努めます。
158	公立保育所・認定こども園の施設整備(保育課)
	適切な保育環境を確保し児童の福祉の向上を図るため、公立の保育所・認定こども園の老朽化の状況等も勘案しながら、保育所の統廃合や新設、設備の充実を図っています。各施設の状況を比較検討し、長期的な視点に立って計画的な整備に努めます。
159	私立保育所・認定こども園の施設整備(保育課)
	適切な保育施設・設備を確保し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、計画的に整備を実施するものです。0 歳児からの受け入れが可能な認可施設と協議を行い、国・県の補助制度を活用しながら事業を実施します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
160	351-7	公立保育所運営事業(保育課)	5 施設の開所率	
	児童福祉法第 24 条に基づき、保護者の就労や病気により、家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育を行ないます。		100	100
161	352-7	保育士就職支援事業(保育課)	就職マッチング件数	
	保育に関する豊富な知識や経験を有する人材を配置し、「保育士の確保」及び「保育士の質の向上」に質することを目的に、①保育士の新規人材確保②保育士の離職防止③保育士の質の向上に関する幼児教育アドバイザーの配置に向けた調査研究を実施するものです(保育対策総合支援事業費補助金)。		3	5
162	351-6	私立保育所研修費補助金交付事業 (保育課)	補助金交付額	
	保育所等職員の専門性を高めるための研修事業に関する経費の補助を行うことにより、私立保育所等の保育の質の向上を図ります。		5,194	5,267
163	351-10	私立幼稚園連盟補助金交付事業 (保育課)	交付決定率	
	市内の私立幼稚園・こども園 10 園が加盟する私立幼稚園連盟が、幼稚園教諭の資質向上のために行う研修等の事業に対して補助金を交付し、以って幼稚園教育の振興を図ることを目的とします。		100	100
164	341-15	実費徴収に係る補足給付費補助事業 (保育課)	補助金の支払い(%)	
	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、認定こども園・保育園・幼稚園(給付費移行)の利用者との公平性の観点から従来制度幼稚園の利用者(対象:年収 360 万円未満相当世帯のこども及び第 3 子以降のこども)について副食費の実費徴収に係る補足給付を行うものです。		100	100

②学校教育の内容充実

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
165	総合的な学習時間の推進(学校教育課)
	各小・中学校において体験活動を重視した特色ある「総合的な学習の時間」を推進するため、指導計画を作成して実施しています。「総合的な学習の時間」における体験活動の一環として、小中学生と幼児・高齢者等との交流活動や環境問題等に関する体験活動を行っています。今後も、学習ボランティアの活用等において地域との連携をさらに強化し、環境教育の推進など体験活動を重視した特色ある学習の展開に努めます。また、次代の親の育成の観点から、「総合的な学習の時間」等において、幼児・高齢者等との交流活動の促進に努めます。
166	学校での読書活動(朝の読書等)(学校教育課)
	読書を通じて豊かな感性の育成を図るため、朝の読書活動や小学校児童への読み聞かせ活動を行っています。
167	体験交流会(学校教育課)
	「総合的な学習の時間」等で、高齢者や障がい者等との交流や、車いすや手話等の体験学習を行っています。学習ボランティア(ゲストティーチャー)との連携を密にし、学習のねらいを明確にもった体験的な教育活動の充実に努めます。
168	地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進(学校教育課)
	小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、学習ボランティア(ゲストティーチャー)やNPOによる特別授業を実施しています。ボランティアの積極的な活用を促進し、継続性を意識した学習指導の実施に努めます。
169	文化・芸術ふれあい事業(学校教育課)
	小中学生に良い芸術等に触れる機会を提供し、心豊かな人間の育成を推進します。劇団「四季」等の無料鑑賞、国や県の巡回公演事業等の良い芸術等に接する情報収集を行い、各学校に案内します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
170	521-5	小中学校研究指定校事業(学校教育課)	研究指定・委嘱校による 研究発表等への参加校数	
	<p>飯塚市教育委員会が、学校教育の充実と発展をめざして取り組む学校を、市内小中学校より研究指定校として選定します。</p> <p>研究指定校は具体的なこどもの変容が期待されるとともに、本市教育の振興に寄与する教育の研究を行います。</p>		29	29
171	511-13	小中学校外国語教育推進事業 (学校教育課)	コミュニケーション能力についての達成率	
	<p>①オンラインによるマンツーマンでの英会話レッスンを取り入れた授業を通して、聞く・話すを中心とした英語の初歩的な運用能力を養います。</p> <p>②英語でのコミュニケーションや発音または文化等を紹介できる外国人講師等を招聘し、児童のコミュニケーション能力の素地の育成を目的としています。</p> <p>③中学校における外国語の授業に外国人講師を派遣し、生徒の英会話によるコミュニケーション能力や積極的に英語に慣れ親しむ態度の育成を図ります。</p>		90	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標		
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)	
172	511-22	いっぴか子ども体験型キャリア教育事業 (学校教育課)	スチューデントシティ・ファイナンスパークに係るアンケートにより「満足」と答えた児童生徒の割合		
	飯塚市立小中学校の児童生徒が社会のしくみと経済の動きを正しく理解し、自らの意思で進路選択・将来設計をするための体験ができる学習プログラムを実施します。自我の意識が強まる小中一貫教育の中期段階(小 5～中 1)において、ものやサービスを「提供する側」と「受け取る側」の両面で体験する学習プログラム(スチューデントシティ)や生活に必要とされるお金について大人の立場で生活設計をする学習プログラム(ファイナンスパーク)を導入し、リアルな実践的・体験的な学習活動を行います。本プログラムは、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本がライセンスを有するものです。		95.5	95.5	
173	521-12	多層指導モデル推進事業(学校教育課)	「読み」の力の定着度(2年生 NRT 学力検査 国語、領域「読むこと」全国比)		
	小学校の第1学年国語科を中心に「読み」の力の定着及び学力向上を図るために、こどもの理解に応じた学習のつまずきへの早期支援となる指導「多層指導モデル(MIM:Multi Instruction Model)」の実施と、その指導法の研修会を行います。		102	103	
174	521-7	学力向上推進事業(学校教育課)	全国学力・学習状況調査 全国比 100.4 以上の 小学校数		
	児童生徒の学力向上のために、基礎・基本の習得を目的とする「徹底反復学習」において、学校全体の組織的な推進体制づくりの支援及び教員の指導力の向上を図ります。また、東京大学等と連携し、思考力等の育成を目的とする「協調学習」について実践的研究を行います。さらに、児童生徒に知能検査、学力検査を実施し、学力向上に役立てます。		9	19	
			全国学力・学習状況調査 全国比 100 以上の 中学校数		
				0	10

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
175	514-1	小中学校スクールバス運営管理事業 (教育総務課)	年間乗車人数(延べ数)	
	通学距離が遠距離となる児童・生徒に、スクールバスの運行により安全・安心な登下校の支援を行います。利用する児童・生徒が支障なく乗車できるよう、学校と運行委託業者との連絡調整を行い、運行時刻の変更や臨時便の手配等を行います。筑穂桑曲線(筑穂中と内野小)、筑穂内住線(筑穂中と大分小)、庄内線(庄内小)、八木山線(八木山小と鎮西中)、穎田線(穎田小)、目尾線(幸袋小)、鎮西線(鎮西小)の7路線を運行します。また、八木山地区の中学生が利用する乗合タクシーの運賃負担を行います。		52,322	40,289

③子育てにやさしい生活環境づくり

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
176	陣痛タクシー事業(こども家庭課)
	出産時の産婦人科等への移動を支援する目的として、対象者及び産婦人科等の情報を事前登録をしていることを条件に、電話予約のあった妊婦宅から産婦人科等までのタクシー輸送を行うものです。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
177	661-1	都市公園、児童遊園、その他公園等の維持管理業務(都市計画課)	苦情処理実施率	
	都市公園・児童遊園等当課の所管施設を効率的に管理運営する為の事業です。これら施設は自然環境の保全や都市景観の向上にも貢献し、災害時の避難場所ともなりうるため、長期的な視点での維持管理が必要となります。		100	100
178	341-10	赤ちゃんの駅推進事業(こども家庭課)	赤ちゃんの駅として登録済の施設	
	乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるようにするため、赤ちゃんの駅として登録した施設に目印となるステッカー等を掲示し、利用者が気軽に立ち寄れる場所を確保します。		61	63
179	633-4	交通安全施設整備事業(土木管理課)	カーブミラーの設置数	
	市内全域における危険箇所等に道路交通安全施設(カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ、路側線等)の設置及び管理並びに整備をすることで道路交通環境の向上を図り、自転車や歩行者等の交通事故防止を目的とします。		32	34
			防護柵の設置距離	
			538	546
区画線の距離				
		6,700	7,300	

第 6 章 こどもの貧困対策推進に係る施策

第 6 章 こどもの貧困対策推進に係る施策

1 学びの支援

① 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援等を利用する、満3歳児から5歳児までのこどもの利用料が無償化となっています。本市においては独自の取り組みとして、令和 6 年 4 月から第 2 子以降の保育料無償化を開始しました。

家庭環境や経済状況に左右されず、子どもたちが適切な生活習慣や学力を身に付けられるよう環境整備に取り組めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1	幼児教育の無償化(保育課)
	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳までのすべての子どもたちの利用料を無償化します。また、0 歳から2歳までの子どもたちについては、第 2 子以降の子と、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
2	副食費の免除(保育課)
	一定の収入以下の世帯を対象として、副食費を免除します。
3	第 2 子以降保育料の無償化事業(保育課)
	【再掲 第 5 章 6 No.89】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
4	353-8	児童クラブ運営事業(学校教育課)	入所割合	
	【再掲 第 5 章 10(2)① No.128】		82.9	100

② 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

子どもたちの学習や様々な体験活動・文化活動を行うとともに、地域の中で子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
5	放課後児童健全育成事業(学校教育課)
	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。令和5年度現在、市内19小学校区中18小学校区・19施設で実施しています(八木山小学校区の児童は飯塚鎮西児童クラブで対応)。
6	放課後子ども教室推進事業(生涯学習課)
	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携により学習や体験活動のプログラムを実施して、学習意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図り、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもったこどもの育成を支援します。知識や技能を持つ市民を、各教室の指導者やサポーターとして登用し、地域づくりへ参加する市民の活動機会(ステージ)を設け、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。また、児童クラブと一体的に事業を実施し、地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進していきます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
7	524-6	スクールカウンセラー等配置事業 (学校教育課)	カウンセラー等の 相談件数	
	【再掲 第5章 10(1)④ No.117】		2,402	3,000

③ 高校・大学等進学に対する教育機会の提供

大学等の進学を希望する学生が、進学を断念することがないように、授業料等における経済的負担の軽減を図ります。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
8	523-3	奨学資金貸付(教育総務課)	応募人数	
	<p>経済的理由により修学することが困難な者に対して、修学上必要な学資金(奨学資金)を貸し付け、等しく教育を受ける機会を与えることによって有用な人材を育成することを目的とします。また、平成 30 年度採用者からは返還時の経済的負担を軽減するため返還時に一定の要件を満たした者に対して一定金額を免除する制度に、令和元年度採用者から入学前に貸し付けることができる制度に、令和 2 年度から(独)日本学生支援機構の奨学金との併用を可能とする制度に改正しています。</p>		63	45

④ 特に配慮を要するこどもへの支援

発達に支援が必要なこどもや、複合的な課題を抱えたこどもに対して、連携を図り、切れ目のない支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
9	健康育児の相談(こども家庭課)
	【再掲 第5章 2(3)No.8】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
10	524-7	児童の発達に関する巡回相談・支援事業 (学校教育課)	指導・支援の実施率	
	【再掲 第5章 4 No.67】		100	100

⑤ 地域における学習支援等

地域において、こどもが能力や個性に応じた知識や技術を獲得し、生活する上で必要な能力を高めることができるよう学習支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
11	庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業(生涯学習課)
	【再掲 第5章 10(1)① No.103】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
12	372-12	学習支援事業(子どもの健全育成支援事業)(生活支援課)	延参加人数	
			491	1,600
		【再掲 第5章 10(1)③ No.115】		

⑥ その他の教育支援

誰一人取り残すことなく、多様な子どもたちの資質・能力を育成できるよう、効果的にICTを活用する等、様々な教育支援を充実します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
13	学習支援事業(子どもの学習と進学等支援事業)(生活支援課)
	生活支援課内に教職員 OB 等を学習進路指導員として配置し、ケースワーカーが支援対象となる子どもの属する世帯を訪問する際に同行し対象者と面談します。対象者の状況に応じた学力向上や将来の目標設定及び、目標実現に向けた進路決定等について相談、助言・指導、情報提供などを行うほか、日常生活面等においても同様の支援を行い、対象者の将来ビジョンの醸成と自立意欲喚起を図り、「次世代への貧困の連鎖防止策」の一環とします。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
14	521-15	教育用情報機器管理事業(学校教育課)	児童生徒の ICT 活用環境の整備状況(教育の情報化実態調査のレベル 2 以上の学校の割合:レベル 0~3 の 4 段階評価)	
		教育用の通信インフラや情報機器、教育用ソフトウェアの維持管理等を行うことで、円滑かつ効率的な情報教育及び学校業務のための環境を整備します。	29	29

⑦ 自己肯定感の向上に向けた支援

子どもへの理解を深め、日々の学習や行事等において、活躍の場を設けるなど、子どもが自分自身を大切な存在と思える指導や支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
15	ピア・サポート事業(学校教育課)
	子どもたちに社会的基礎技能や人間関係を築く力を身につけさせるため、その方策について実践研修を行い、学校教育の充実及び改善を図る事業として、小学校高学年に対するピア・サポート(異年齢集団の交流などを具体的な手段として、児童生徒の自己有用感(自己肯定感)を育てるプログラム)を実施しています。小学校高学年と、低学年や就学前の幼児との交流を促進します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
16	521-12	多層指導モデル推進事業(学校教育課)	「読み」の力の定着度(2年生 NRT 学力検査 国語、領域「読むこと」全国比)	
	【再掲 第5章 10(3)② No.173】		102	103

2 家庭生活の支援

① 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援

親の妊娠・出産期から子育て期までのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
17	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 1 No.2】		19,287	20,000
18	345-2	地域子育てひろば事業(こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 4 No.64】		17,469	20,000
19	341-21	子ども家庭総合支援拠点運営事業 (こども家庭課保育課)	子どもや子育てに関する 情報提供・相談件数	
	【再掲 第5章 1 No.1】		5,017	4,500
			要支援児童・要保護児童・ 特定妊婦への支援人数	
		362	300	
20	342-9	乳児家庭全戸訪問事業(こども家庭課)	乳児家庭全戸訪問実施率	
	【再掲 第5章 2(3) No.17】		94	95
21	342-1	母子保健訪問指導事業(こども家庭課)	新生児及び乳児訪問者達 成率	
	【再掲 第5章 2(3) No.18】		100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
22	341-21	子ども家庭総合支援拠点運営事業 (こども家庭課)	子どもや子育てに関する 情報提供・相談件数	
	【再掲 第5章 1 No.1】		5,017	4,500
			要支援児童・要保護児童・ 特定妊婦への支援人数	
			362	300
23	342-8	産前・産後生活支援事業(こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 2(3) No.21】		72	80
24	342-10	こども家庭センター (こども家庭課)	特定妊婦等支援状況率	
	【再掲 第5章 7 No.99】		100	100
25	342-13	産婦健康診査事業(こども家庭課)	受診者数	
	【再掲 第5章 2(3) No.25】		1,421	1,500
26	342-11	産後ケア事業(こども家庭課)	産後ケア利用後の満足度	
	【再掲 第5章 2(3) No.26】		90.8	100

② 保護者の生活支援

子育て家庭のさまざまなニーズに応じて、一時的に保育が必要な乳幼児を預かり、育児負担の軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
27	休日保育事業(保育課)
	【再掲 第5章 10(2) ①No.125】
28	育児休業制度などの普及・促進(商工観光課)
	【再掲 第5章 5 No.73】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
29	346-5	公立保育所延長保育事業(保育課)	利用希望者に対する受入率	
	【再掲 第5章 10(2)① No.127】		100	100
30	346-3	子育て短期支援事業(こども家庭課)	利用者数(延べ)	
	【再掲 第5章 2(3) No.11】		26	36
31	341-6	ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課)	支援の実施数	
	【再掲 第5章 10(2)① No.132】		352	300
			会員登録者数	
		392	350	

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
32	351-15	私立幼稚園一時預かり補助事業 (保育課)	①一時預かり事業(幼稚園在園児を対象)における、一時預かり希望者に対して、利用できた割合	
	【再掲 第5章 10(2)① No.130】		100	100
33	346-1	病児・病後児保育事業(保育課)	利用者数	
	【再掲 第5章 5 No.78】		111	200
34	341-6	ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課)	支援の実施数	
	【再掲 第5章 10(2)① No.132】		352	300
			会員登録者数	
392	350			
35	344-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 3 No.34】		8	10

③ こどもの生活支援

学校給食の充実及び子ども食堂運営者への支援を図り、適切な栄養の摂取によるこどもたちの健康の保持増進に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
36	<p>学校給食(学校給食課)</p> <p>【再掲 第5章 10(1)② No.110】</p> <p>小中学校の栄養教諭が作成する学校給食年間指導計画・献立計画をもとに、給食の時間に行事食や郷土料理、世界の料理などについて学校内で放送し、献立に関連した指導を行っています。</p> <p>また、ご家庭には、日々の献立内容や使用食材及び提供献立の目的とその栄養価等を周知するための「献立表」と、食育推進の啓発を目的とした「食育いづか」「食育めざしの日」「日本各地の郷土料理について知ろう」を毎月発行し、学校給食への理解促進及び食育の周知・啓発に努めます。</p>

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No.	事業 (所管課)	評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
37	341-20	子どもの居場所づくり支援事業 (こども家庭課)	子ども食堂を利用した 児童数(延べ)	
		本市のこどもたちに無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、こどもたちの居場所づくりをすすめ、こどもたちが健全で安心して過ごせる環境を充実させ、支援が必要なこどもがいれば行政等の必要な支援につなげることを目的に、市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助するものです。また、子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置します。	1,418	1,500

④ 住宅に関する支援

生活困窮世帯や子育て世帯に対し、市営住宅に係る優先入居、入居者負担の軽減を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
38	市営住宅への優先入居(住宅課)
	【再掲 第5章 3 No.27】

⑤ 支援体制の強化

学校、保育所、子ども食堂やこどもに対する宅食などの支援を行う民間団体も含め、地域でこどもを見守るネットワークの強化に取り組みます。また、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのあるこども及び保護者に対する相談支援を実施します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
39	各種相談窓口の充実と連携(こども家庭課他)
	家庭児童相談室、女性のためのサンクス相談室等の様々な相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
40	341-20	子どもの居場所づくり支援事業 (こども家庭課)	子ども食堂を利用した 児童数(延べ)	
	【再掲 第6章 2③ No.37】		1,418	1,500

3 保護者の就労支援

① 職業生活の安定と向上のための支援

就労と子育てが両立できる環境づくりを進めるため、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成や多様な勤務形態の導入を働きかけます。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
41	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 (男女共同参画推進課・商工観光課)
	【再掲 第5章 5 No.71】
42	多様な勤務形態の導入(商工観光課)
	企業等での変形労働時間制や在宅勤務制等の導入を促進するため、リーフレットの配布等を通じて、普及啓発に努めています。国・県等と連携して推進に努めます。

② ひとり親及びふたり親世帯を含む困窮世帯等に対する就労支援

就労していない、または非正規雇用等で生活が不安定な世帯の保護者、あるいは女性の就業機会を確保するため、就労に関する情報提供及び相談の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の保護者を対象に、職業能力開発講座受講に伴う給付金の支給や、専門部局の連携による就労支援により、生活の安定と自立に向けた取り組みを行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
43	職業相談の活用促進(商工観光課)
	【再掲 第5章 5 No.72】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
44	344-3	母子家庭等自立支援給付等事業 (こども家庭課)	新規給付金支給件数 (自立支援+高等職業)	
			8	14
	【再掲 第5章 3 No.33】	養成修了者数		15

4 経済的支援

① 児童扶養手当制度の着実な実施

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の福祉の向上のために、児童扶養手当を支給します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
45	児童扶養手当(こども家庭課) 【再掲 第5章 3 No.29】

② 養育費の確保の推進

ひとり親家庭の保護者の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に費用を補助します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
46	344-8	養育費保証促進事業費(こども家庭課)	補助金申請件数	
	ひとり親家庭の母または父(現にこどもを扶養している方)の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、次の費用を補助します。①養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用を補助②養育費の取決めに伴う公正証書等による債務名義作成のために本人が負担する費用を補助		21	24

③ 教育費負担の軽減

経済的な理由によりこどもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、利用料の減免や援助を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
47	児童クラブの利用料の減免(学校教育課)
	【再掲 第5章 3 No.31】
48	就学援助(教育総務課)
	【再掲 第5章 6 No.83】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
49	524-4	小中学校特別支援学級関連事務 (教育総務課)	補助実施率	
	【再掲 第5章 4 No.66】		100	100
50	341-23	未来の地域人財応援事業 (こども家庭課)	支給割合	
	【再掲 第5章 6 No.87】		99	99

④ 医療費負担の軽減

こどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
51	344-1	ひとり親家庭等医療費助成事業 (医療保険課)	ひとり親家庭等医療対象者一人当たりの医療費支給金額(円)	
	【再掲 第5章 3 No.35】		34,446	40,158
52	363-1	重度障がい者医療費助成事業 (医療保険課)	重度障がい者一人当たりの医療費支給金額	
	【再掲 第5章 4 No.68】		129,185	136,846
53	341-2	子ども医療費助成事業(医療保険課)	子ども一人当たりの医療費支給金額	
	【再掲 第5章 6 No.86】		24,528	26,997

⑤ 生活福祉資金の貸付

低所得者等への資金の貸付について、実施する社会福祉協議会と連携し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を目的として、そのこどもの福祉の増進を図るための経済的支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
54	母子・父子、寡婦福祉資金の活用(県事業)(こども家庭課)
	【再掲 第5章 3 No.30】

⑦ その他の経済的支援

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
55	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.46】
56	補装具給付事業(社会・障がい者福祉課)
	身体上の障がいを補い、生活のしづらさを軽減するために補装具の交付や修理費用の一部を助成します。
57	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業(社会・障がい者福祉課)
	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。
58	育成医療(社会・障がい者福祉課)
	18歳未満の児童を対象として、障がいの進行の予防や障がいの軽減を目的として、必要な医療費軽減を図ります。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
59	341-23	未来の地域人財応援事業 (こども家庭課)	支給割合	
	【再掲 第5章 6 No.87】		99	99

第 7 章 こども・若者支援に係る施策

第7章 こども・若者支援に係る施策

1 社会で自立して活躍できる力の育成

こどもたちが将来、社会で自立し、自分の能力を發揮して活躍できるようにするために必要なスキルや知識、態度を育むことを目指します。こどもや若者が自己肯定感を持ち、社会に参加し、自己実現できるよう、学校や地域と連携し成長をサポートしていきます

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
1	総合的な学習時間の推進(学校教育課)
	【再掲 第5章 10(3)② No.165】
2	学校での読書活動(朝の読書等)(学校教育課)
	【再掲 第5章 10(3)② No.166】
3	体験交流会(学校教育課)
	【再掲 第5章 10(3)② No.167】
4	地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進(学校教育課)
	【再掲 第5章 10(3)② No.168】
5	文化・芸術ふれあい事業(学校教育課)
	【再掲 第5章 10(3)② No.169】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
6	521-5	小中学校研究指定校事業(学校教育課)	研究指定・委嘱校による研究発表等への参加校数	
	【再掲 第5章 10(3)② No.170】		29	29
7	521-12	多層指導モデル推進事業(学校教育課)	「読み」の力の定着度(2年生 NRT 学力検査 国語、領域「読むこと」全国比)	
	【再掲 第5章 10(3)② No.173】		102	103

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
8	521-7	学力向上推進事業(学校教育課)	全国学力・学習状況調査 全国比 100.4 以上の 小学校数	
			9	19
	【再掲 第 5 章 10(3)② No.174】		全国学力・学習状況調査 全国比 100 以上の 中学校数	
			0	10
9	431-3	大学生起業家育成事業 (経済政策推進室)	審査件数	
	学生の起業及び地元定着並びに地域産業の活性化を図るため、学生の感性や創造力を活かしたアイデアの事業化又は起業・創業を目指す取組みに対し補助金を交付します。		2	10
10	411-6	新規就農者等支援事業(がんばる農業) (農林振興課)	認定新規就農者数(累計)	
			22	34
	①市内で就農しようとする、概ね 50 歳未満の者に対し、短期・長期の研修を実施し受入れ農家へ補助金を交付します。 ②要件を満たす就農希望者を、確実に就農に導くため、農業用機械施設等、農業用生産資材等及び農地賃借料等に必要経費を助成します。 ③関係機関と連携し設立した協議会により新規就農者への支援・指導を行います。		認定新規就農者数 (単年度)	
			2	2
			認定新規就農者の 定着率	
20	32			

2 自分自身が選ぶ未来へのチャレンジに対する応援

子どもや若者が自らの未来を主体的に選択し、その選択に挑戦できる力を育むことを目指します。社会で活躍できるスキルや視野を広げることを目的として、外国語教育やキャリア教育、グローバル人材育成、国際交流、地域リーダー育成、大学生の起業家育成など、幅広いプログラムを提供します。

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
11	511-13	小中学校外国語教育推進事業 (学校教育課)	コミュニケーション能力についての達成率	
	【再掲 第5章 10(3)② No.171】		90	100
12	511-22	いっぴか子ども体験型キャリア教育事業 (学校教育課)	スチューデントシティ・ファイナンスパークに係るアンケートにより「満足」と答えた児童生徒の割合	
	【再掲 第5章 10(3)② No.176】		95.5	95.5
13	581-3	グローバル人材育成研修事業 (国際政策課)	研修の参加者数	
	市内在住の中学1年生～高校2年生を姉妹都市である米国サニーバール市に派遣し、ホームステイや現地学生との交流を通して、多文化への理解やコミュニケーション能力を向上させ、飯塚市を担い国際的な視野を持って活躍できる人材育成を目的とした事業です。帰国後においては、帰国報告会や事後活動(人材育成グループ『ユリシス』)を行うことで、地域活動等への積極的な参加を促しています。		20	20
			事後活動の場となる人材育成グループ『ユリシス』への加入者	
			14	20
		研修によって自分自身に変化を感じた研修生数		
		20	20	

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
14	582-3	飯塚国際交流推進協議会事業 (国際政策課)	各事業に参加した人数及びイベント来客者の合計	
	国際社会に向けた人づくり・地域づくりを目的に、2006年にボランティア団体、大学、関係機構等の構成による協議会を設立し、地域に密着し、市民が主体となった国際化を図ります。協議会の事務局として加盟団体と連携し、目的に沿った事業を行う本協議会に対し補助金を交付しています。		379	1,500
			総会、定例会の出席者数	
		61	84	
15	542-12	嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事業 (生涯学習課)	参加者人数	
	将来、様々な分野でリーダーとして活躍するための意識付けを目的として、嘉飯桂地域(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の中学2年生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交えた講義・体験・グループワーク等で構成する合宿型リーダー育成事業「嘉飯桂未来塾」を実施します。本事業は、県と2市1町で推進委員会及びその下に実行委員会を設置し、当該実行委員会事務局が、県負担金、市町負担金により本プログラム事業を実施するものです。		24	30
			成果確認アンケート	
		100	100	
16	431-3	大学生起業家育成事業 (経済政策推進室)	審査件数	
	【再掲 第7章 1 No.11】		2	10

3 困難を有するこども・若者やその家族への支援

「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、特に障がいを持つこどもやその家族を支えるための包括的な支援に取り組みます。障がい児の保育や通所支援、特別支援学級の設置、医療的ケア児への支援、さらに各種手当や相談窓口の設置など、幅広いサービスを提供し、安心して成長できる環境を整備することで、こども・若者の健やかな発達を支えながら、家族の負担軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
17	児童発達支援センター等との連携(こども家庭課)
	【再掲 第5章 4 No.38】
18	障がい児保育事業(保育課)
	【再掲 第5章 4 No.39】
19	障がい児通所支援事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.40】
20	特別支援学級の設置(学校教育課)
	【再掲 第5章 4 No.41】
21	各種教育相談(学校教育課)
	【再掲 第5章 4 No.43】
22	児童クラブへの障がい児の受け入れ(教育総務課 学校教育課)
	【再掲 第5章 4 No.44】
23	特別児童扶養手当(県事業)(こども家庭課)
	【再掲 第5章 4 No.45】
24	障がい児福祉手当(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.46】
25	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.47】
26	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.48】

【具体的事業】(つづき)

No.	事業内容(所管課)
27	居宅介護(ホームヘルプ)(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.49】
28	短期入所(ショートステイ)(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.50】
29	日中一時支援事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.51】
30	ふれあいサマースクーリング(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.52】
31	あすなろキャンプ(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.53】
32	さわやかスポーツ大会(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.54】
33	サン・アビリティーズいづかの屋内プールの活用(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.55】
34	障がい者週間を活用した啓発事業(社会・障がい者福祉課)
	【再掲 第5章 4 No.56】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
35	342-4	乳幼児育成指導事業(こども家庭課)	個別相談の実施延べ件数	
	【再掲 第5章 4 No.60】		536	520
			巡回相談延べ実施回数	
			81	83
36	345-1	街なか子育てひろば事業 (こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 1 No.2】		19,287	20,000
37	345-2	地域子育てひろば事業(こども家庭課)	利用者数	
	【再掲 第5章 4 No.64】		17,469	20,000
38	524-3	就学指導関連事務(学校教育課)	就学指導委員会の答申結果と保護者の就学先の選択結果の一致率	
	【再掲 第5章 4 No.65】		99.3	90
39	524-7	児童の発達に関する巡回相談・支援事業 (学校教育課)	指導・支援の実施率	
	【再掲 第5章 4 No.67】		100	100
40	363-1	重度障がい者医療費助成事業 (医療保険課)	重度障がい者一人当たりの医療費支給金額	
	【再掲 第5章 4 No.68】		129,185	136,846
41	363-14	障がい者相談支援等事業 (社会・障がい者福祉課)	療育講座出席者数	
	【再掲 第5章 4 No.69】		21	36
42	363-25	障がい者基幹相談支援センター運営事業 (社会・障がい者福祉課)	相談者数	
	【再掲 第5章 4 No.70】		948	1,064
			支援件数	
			16,805	17,855

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
43	514-13	学校相談等対応専門職員配置事業 (学校教育課)	相談に対する対応率	
	【再掲 第5章 10(1)④ No.116】		100	100
44	524-6	スクールカウンセラー等配置事業 (学校教育課)	カウンセラー等の相談件数	
	【再掲 第5章 10(1)④ No.117】		2,402	3,000
45	514-3	適応指導教室事務(学校教育課)	不登校児童生徒の学校への復帰率	
	【再掲 第5章 10(1)④ No.118】		36	50
46	531-4	少年相談センター事業(こども家庭課)	巡回補導回数	
	【再掲 第5章 10(1)④ No.119】		610	540
47	531-2	地域補導事業(こども家庭課)	巡回補導延べ月数	
	【再掲第5章 10(1)④No.120】		654	700
48	363-10	地域活動支援センター事業 (社会・障がい者福祉課)	年間延利用者数	
	日中活動の場を必要としている障がい者に対して、通所による創作活動や社会との交流活動の機会を提供するためのセンターを運営します。		2,593	3,477
49	322-4	健康相談事業(健幸保健課)	総合健康相談数	
	市内に住所を有する40歳から64歳までの者を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。また、個別の健康相談及び自殺対策緊急強化基金事業としてゲートキーパー養成事業を実施します。		307	750
			重点健康相談数	
			1,810	2,288
		ゲートキーパー養成者数		
		69	90	

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
50	372-5	生活困窮者自立相談支援事業 (生活支援課)	プラン作成件数	
			141	204
	生活保護受給者以外の生活困窮者(失業者、多重債務者等)からの相談に対応する窓口を常設します。生活困窮者を早期に発見し、状況把握、自立支援のためのプラン策定、関係機関(社会福祉協議会、ハローワーク、法テラス等)へのつなぎ等により、生活困窮者の自立促進を図ります。		就労率	
			40	75
			自立に向けて改善が見られた者の割合	
		92	90	

4 健やかな成長と安定した生活基盤を支える環境の整備

子どもたちが安心して暮らし、健全に成長できる環境を整備することを目指します。その取り組みとして、有害情報から子どもを守るための白ポスト設置、子ども 110 番の家などの安全確保策を実行します。また、遊びや学びの場を提供するプレーパークや児童センターの運営、公園の整備などを通じて、日常の中で子どもが健全に過ごせる空間を整備します。

【具体的事業】

No.	事業内容(所管課)
51	青少年健全育成(子ども家庭課)
	【再掲 第 5 章 10(1)③ No.114】
52	白ポストの設置による有害図書回収(子ども家庭課)
	【再掲 第 5 章 10(1)⑤ No.121】
53	有害図書等の調査(子ども家庭課)
	【再掲 第 5 章 10(1)⑤ No.122】
54	「子ども 110 番の家」設置(教育総務課)
	【再掲 第 5 章 10(1)⑤ No.123】
55	子どもへの暴力防止等のプログラムの活用(学校教育課)
	【再掲 第 5 章 10(1)⑤ No.124】
56	プレーパーク事業(生涯学習課)
	【再掲 第 5 章 10(2)② No.142】

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
57	353-7	児童センター運営事業(学校教育課)	児童センター(館)で安全に過ごせた割合	
	【再掲 第 5 章 10(2)② No.145】		100	100

【評価指標に基づく進捗管理が必要な事業】(つづき)

No.	事務事業 No. 事業 (所管課)		評価指標	
			基準値 (2023(R5)年度)	目標値 (2029(R11)年度)
58	532-2	放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	放課後子ども教室延参加者数	
	【再掲 第5章 10(2)② No.146】		10,302	10,000
59	541-3	少年の船事業(生涯学習課)	参加満足度率	
	【再掲 第5章 10(2)② No.147】		96	100
60	661-1	都市公園、児童遊園、その他公園等の維持管理業務(都市計画課)	苦情処理実施率	
	【再掲 第5章 10(3)③ No.177】		100	100
61	633-4	交通安全施設整備事業(土木管理課)	カーブミラーの設置数	
	【再掲 第5章 10(3)③ No.179】		32	34
			防護柵の設置距離	
			538	546
			区画線の距離	
6,700	7,300			
62	341-20	子どもの居場所づくり支援事業 (こども家庭課)	子ども食堂を利用した児童数(延べ)	
	【再掲第6章 2③No.37】		1,418	1,500
63	656-6	移住支援事業(総合政策課)	移住者数	
	国の「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))」を活用した県の移住支援事業と連携し、本市としての移住支援金制度を設けて、県外(主に三大都市圏)からの移住(UIターン)促進を図ります。(2人以上の世帯 1,000 千円・単身世帯 600 千円・18 歳未満の子1人当たり 1,000 千円加算)		15	30
64	341-23	未来の地域人財応援事業 (こども家庭課)	支給割合	
	【再掲第5章 6No.87】		99	99